

背景

- 平常時・災害時問わない安定的な輸送を確保するため、「重要物流道路制度」が創設。
- 近年、頻発化・激甚化する災害に対応するべく、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(閣議決定)において防災・減災対策及び経済活動を支える物流の円滑化に資する道路ネットワークの機能強化が重点対策に位置付け。
- 隣接県と連携した広域道路ネットワーク等を検討し、中長期的な観点から広域道路交通計画を策定。

目指すべき方向性（広域道路交通ビジョン）

【茨城県総合計画】

- 基本理念『活力があり、県民が日本一幸せな県』の実現

【広域的な交通の整備の方向性】

- ・災害に強い県土づくりに寄与する危機に強いネットワークの構築
- ・県民の命を守る地域医療・福祉を支えるネットワークの構築
- ・安心して暮らせる社会を支えるネットワークの構築
- ・活力を生むインフラと住み続けたいまちづくりを実現するネットワークの構築
- ・魅力的な観光資源を活性化するネットワークの構築

広域道路交通計画

【計画策定の目的】

- 中核市などの主要な都市※間を結ぶ路線及び環状に連絡する路線、重要港湾や高速道路ICを連絡する路線等を中心に広域的な道路網を選定
※水戸市、つくば市、宇都宮市、太田市など
- 道路ネットワークの機能強化対策を重点的かつ集中的に実施

【広域的な道路交通の基本方針を3つの視点で整理】

○広域道路ネットワーク計画

- ・地域の骨格となり、県内外の主要都市等の拠点を結ぶ幹線道路の整備
- ・災害時に防災拠点を接続する路線、区間の整備

○交通・防災拠点計画

- ・地域の主要な交通拠点に関する道路と各交通機関の連携強化
- ・防災機能を備えた「道の駅」の整備と防災拠点（SA・PA、道の駅等）アクセス強化

○ICT交通マネジメント計画

- ・道路交通サービス向上の為の情報収集・利活用及び新たな交通体系の実用化促進

広域道路ネットワーク計画

中核市など主要な都市間を連絡し、平常時・災害時を問わない安定的な輸送、交通事故に対する安全性、自動運転等の将来のモビリティへの備えを確保するために必要となる道路ネットワーク計画。

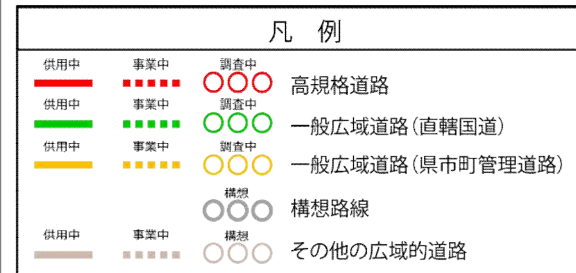


図 茨城県広域道路ネットワーク

○高規格道路

- ・高規格幹線道路（高速自動車国道）を含め、これと一体、もしくは補完して機能する広域的な道路
- ・求められるサービス速度は概ね60km/h以上

○一般広域道路

- ・高規格道路を補完し、広域交通の拠点となる都市を効率的かつ効果的に連絡
- ・求められるサービス速度は概ね40km/h以上

○その他の広域的な道路

- ・上記以外の道路から成り、主要な都市拠点を接続